

雇用に伴う研修支援をしたい

事業名	農の雇用事業
対象分野	新規就農，企業参入
事業要旨	農業法人等が新規就農者又は新たな農業法人の設立を目指す者を新たに雇用し，就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修等を実施する場合に助成を行います。
事業概要	<p>〔事業主体〕 全国農業会議所</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>(1)雇用就農者育成・独立支援タイプ 新規就農希望者を雇用して実施する農業技術や経営能力の習得を図る実践的な研修等に対して助成</p> <p>(2)新法人設立支援タイプ 新たな農業法人の設立や経営継承し法人化を目指す者を雇用して実施する研修に対して助成</p> <p>〔主な補助要件〕</p> <p>(1)募集時期ごとに定める期間内に正規の従業員（新法人設立支援タイプの場合はこの限りではない）として雇用し就業を開始しており1週間の所定労働時間が35時間以上であること。</p> <p>(2)研修生の過去の農業従事経験が正社員採用時点で5年以内であること。</p> <p>(3)雇用保険，労災保険に加入すること。また，法人の場合は健康保険，厚生年金にも加入させること。</p> <p>(4)従業員を常時10名以上雇用している事業体については，就業規則を整備していること。</p> <p>(5)本事業と重複する他の公的助成を受けていないこと。</p> <p>(6)研修生が農業法人等の代表者の3親等以内で同居しておらず，他に同条件の正社員がいること。</p> <p>(7)研修生の年齢が正社員採用日時点で，原則50歳未満であること。</p> <p>〔対象経費〕</p> <p>※研修実施期間が3ヵ月未満の場合交付対象外</p> <p>※雇用就農者育成タイプ：最長2年間，新法人設立支援タイプ：最長4年間</p> <p>・新規就業者に対する研修費 ・指導者研修費</p> <p>・語学研修費（研修生が定住外国人の場合研修生が日本語研修を受けるために教育機関に支払った経費等につき1人当たり月額上限30,000円まで(最長6ヶ月)）</p> <p>〔補助限度額・補助率〕</p> <p>研修生1人当たり年間最大120万円（研修生が障害者，生活困窮者又は刑務所出所者等の場合は年間150万円）（内訳(1)(2)）</p> <p>(1)新規就業者に対する研修費：月額最大97,000円（97,000円または研修実施月に研修生に支払った賃金月額のいずれか低い金額。新法人設立支援タイプでの3年目以降の助成額は月額最大4万8千円）（研修生が障害者，生活困窮者又は刑務所出所者等の場合は月額最大122,000円）</p> <p>(2)指導者研修費：年間最大120,000円（新法人設立支援タイプでの3年目以降の助成額は年間最大6万円）（研修生が障害者，生活困窮者又は刑務所出所者等の場合は年間最大420,000円）</p> <p>〔問合せ先〕（一社）茨城県農業会議業務部 TEL：029-301-1236</p>